

## ごみ収納ボックス購入費補助金交付要綱

### (総則)

第1条 一般家庭から排出されるごみの飛散防止及び鳥獣によるごみの散乱防止を目的として、ごみ収納ボックスの普及を促進するため、それを購入する団体等に対する補助金の交付については、補助金等交付規則(昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。)に定めがあるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、ごみ収納ボックスとは次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 一般家庭から排出されるごみを一時集積するごみ集積所であって、ごみの飛散防止及び鳥獣によるごみ散乱防止対策に使用するもの
- (2) ごみの周囲及び上部を囲うために用いる 耐久性のある箱型の形状のもので、簡易に組立てができるもの
- (3) 原則として、周辺の安全かつ円滑な通行を妨げない大きさに折りたためるものであり、高さ90cm以内のもの(収集時にいずれかの側面が開放できる構造のものに限る。)

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、地域住民が共同で使用する家庭系ごみ集積所を管理している町内会等(町内会、自治会等の住民自治団体をいう。以下同じ。)とする。

2 ごみ収納ボックスの設置は、町内会等が行うものとする。

3 この要綱に基づく補助金の交付を受けた者は、ごみ収納ボックスの破損等により使用不能と認められる場合を除いて、当該交付に係る同一のごみ収納ボックスについての補助金の交付を受けることができない。

### (補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号のいずれにも該当するごみ収納ボックスの購入または、作製に要する経費とする。

- (1) 設置場所周辺の道路の通行に支障のない大きさであること。
- (2) 道路上に固定せず、かつ、当該設置場所の所有者の同意を得ていること。

### (補助金額)

第5条 補助金の額は、予算に範囲内において、設置するごみ収納ボックスに係る補助対象経費の総額に4分の3を乗じて得た額とし、25,000円を限度とする。この場合において、

その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) ごみ集積所の位置図
- (2) ごみ収納ボックスの配置図
- (3) 見積書の写し、その他購入金額が分かるもの(本体価格又は本体作製に要する材料費、消費税及び地方消費税の額に限る。)が確認できるもの
- (4) ごみ収納ボックス設置に係る誓約書

(決定に付する条件)

第7条 規則第5条第2項第5号に規定するその他必要な事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) ごみ集積所の設置場所に設置すること。
- (2) 設置したごみ収納ボックスを5年間継続使用すること。
- (3) 設置場所周辺の道路の通行に危険や支障が生じないように保管すること。
- (4) 不適正排出物などの残置物を適正に管理すること。
- (5) 設置状況調査又は報告に応じることができること。

(実績報告)

第8条 規則第10条に規定する実績報告書には、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) ごみ収納ボックスの設置状況を明らかにした写真
- (2) 領収書の写しその他支出した額を証する書類

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

○補助金等交付規則

第1号様式(第4条)

第1号様式(第4条)

年度補助金等交付申請書

年 月 日	
(あて先)横須賀市長	
住所 申請者 氏名	
補 助 金 等 の 名 称	
補 助 事 業 等 の 名 称	
交 付 申 請 額	
そ の 他	
(事務処理欄)	

第4号様式(第10条)

第4号様式(第10条)

実 績 報 告 書

年 月 日	
(あて先)横須賀市長	
住所 申請者 氏名	
補助事業等の名称	
交付決定額	
精 算 額	
補助事業等完了年月日	
精算に係る収支明細	
添 付 書 類	
(事務処理欄)	

## ごみ収納ボックス等の管理に関する誓約書

(あて先) 横須賀市長

年 月 日

申請者 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

この度、横須賀市ごみ収納ボックス（以下「ごみ収納ボックス」という。）購入費補助金の申請を行うにあたり、下記の事項を遵守することを誓約します。

### 記

- 1 ごみ収納ボックスの目的外の使用、第三者へ譲渡、転貸及び売却は行いません。
- 2 ごみ収納ボックスは、歩行者や車両等の通行の妨げにならないよう安全に配慮した設置を行います。
- 3 設置したごみ収納ボックスが原因で、第三者等（人又は器物）に損害を与えた場合、申請者が法的な責任を負うことを承知し、一切の損害を賠償することを約束します。